

広島県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
柴田婦人科皮膚科医院	三原市城町一丁目一九番一〇号	令和五年十二月二十五日
本通調剤薬局	尾道市久保二丁目一番八号	令和六年二月六日
広島県立障害者療育支援センター（わかば療育園（医科））	東広島市八本松町米満一九八番地一	令和六年二月六日
広島県立障害者療育支援センター（わかば療育園（歯科））	東広島市八本松町米満一九八番地一	令和六年二月六日